

令和元年 9 月 25 日
金 融 庁

「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度） の開催について

1. 趣旨

金融庁・東京証券取引所を共同事務局とする「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、投資家と企業の建設的な対話について議論が行われ、本年4月24日、「コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性」と題する同会議の意見書が公表された。意見書においては、スチュワードシップ・コードの更なる改訂に向けた方向性が示されている。

また、「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）においても、「投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020年度内を目途に、スチュワードシップ・コードの更なる改訂を行う」とこととされている。

これらを踏まえてスチュワードシップ・コードを改訂することを目的として、「スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」（令和元年度）（以下、「検討会」という）を開催する。

2. 構成

- （1）検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- （2）検討会の座長は、神作裕之教授（東京大学）とする。
- （3）座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- （4）検討会は、原則として公開とする。
- （5）会議の庶務は、金融庁企画市場局企業開示課において処理する。